

近代中国における師範教育の展開：清末から1948年 までを中心として

崔, 淑芬
九州大学文学研究科史学専攻

<https://doi.org/10.11501/3110806>

出版情報：九州大学, 1995, 博士（文学）, 課程博士
バージョン：
権利関係：

第四章 民国期における師範教育の沿革

1911年の辛亥革命によって、中国初の共和国が成立した。この政治的変革は、教育の方針・内容に大きな変化をもたらした。但し、当時の教育部には日本留学経験者が多く、清末の学部からそのまま教育部へ転じた専門家も多かったので、民国初期の教育制度も清朝時代と同様、日本の教育制度に類似した点が多かった。師範教育においても、師範学校の名称上の変更は行われたものの、概ね清末の師範教育制度が踏襲されたのである。

1920年代に入り、中国の師範教育の模範対象はアメリカへと、大きく変化してきた。1922年に採用されたアメリカの6・3・3制をモデルとする新学制は、中国教育史上重要な意義をもっている。この6・3・3制は南京政府の時期から日中戦争を通じ、部分的な修正を経て30年余りにわたってその骨格を維持していた。民国期における師範教育制度は、日本に先立つこと25年、早くもアメリカ型学制を採用した。しかし、中国の社会とアメリカの社会との間には大きな差異があり、師範教育にも様々な問題が存在していた。

本章は、この民国期の師範教育の変遷、模倣、改革を考察することで、その特徴を明らかにするとともに、その結果と影響がどのようなものであったかについて究明したいと思う。

第一節：民国初期の師範教育の変遷

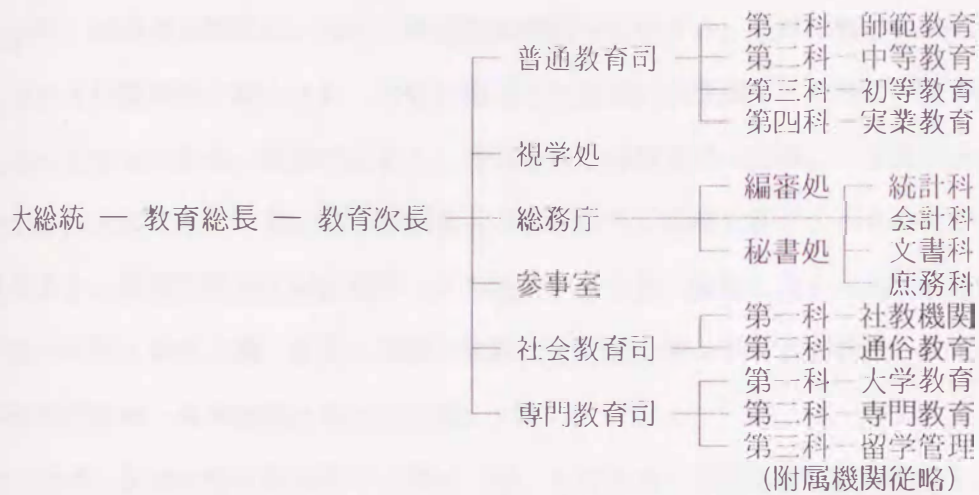
一、教育行政組織及び教育宗旨の制定

宣統3（1911）年10月10日、湖北省の武昌に蜂起した革命軍は12月には南京を占領、孫文（1866～1925）が、臨時大総統に就任した（注1）。臨時政府が成立して間もなく、教育行政の全国最高機関として教育部が設置された。つまり、従来の学部が教育部に改められ、中央教育機関となったわけである。初代教育総長は蔡元培（1868～1940）である。当初、教育部の官制は簡単なものであったが、幾度かの修正を経て、民国3（1914）年7月11日の教育部令によって確立された。修正された中央教育行政組織図は以下の「民国中央教育行政機関組織図」の通りである。

公布された官制によると、教育部は大総統に直屬し、その職権は教育学芸及び曆象な

どの事務を管掌する。政務官として総長を1名、事務官として次長1名を置くことになった。組織内容は1庁3司に分かれており、庁を総務庁という。統計・会計・文書・庶務・図書編纂調査などの事務を管理する。3司の1は普通教育司で、小学・中学・師範・実業などの学校及び地方学務機関などの事務に当たる。その2は専門教育司で、留学・専門及び大学、各種種類の学校などの事務などを取り扱う。その3は社会教育司で、図書館・

民国中央教育行政機関組織図



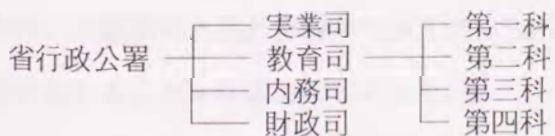
薛人仰「中国教育行政制度史略」P. 118 より

美術館・動植物園及びそのほか一切の社会教育事業を管掌する。各司には1名の司長を置く。総務庁には専任官を設けないが、参事室には3名の参事を置いて教育部の法令を議訂させ、視学処には16名の視学を置いて全国の学務を視察させる（注2）。

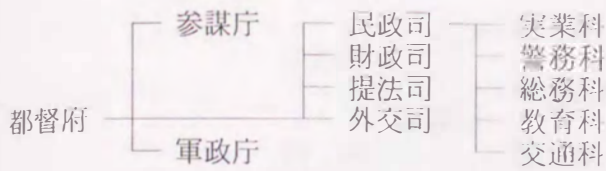
省においては教育行政機関の変動は大きかった。

1912年の民国成立以来、各省の提学使司は教育司に改められ、省の行政公署に隷属することになったため、その独立的な地位を失うことになった。さらに1914年6月になると、各省が教育司を廃止、わずかに民政司の下に教育科が設けられてここで省内の事務が処理されていた。このことは既に、民国元年に定められていた（次図）。

民国元年の教育行政機関図



民国3年の省教育行政機関図



資料出所：薛人仰「中国教育行政制度史略」より P. 120

以上の2図からみれば、省において教育の地位は高くないことが分かる。

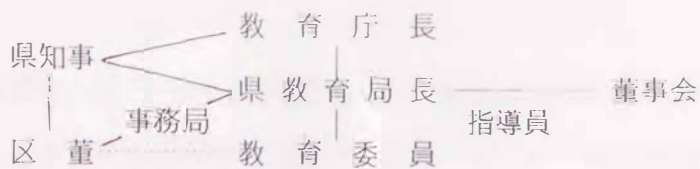
1917年、徐世昌の時代に、初めて教育行政機関は復活する。教育庁暫行条例の公布により、6月8日教育科が廃止され、各省が独立した教育行政機関である教育庁を設置することになったからである。条例によると、各省教育庁は教育部に直隸し、庁長は大總統と兼任されることになっている。1917年11月8日に、教育庁組織大綱が公布されたが、その機構を見ると、教育庁長の下は省視学（4～6人）と3科（各科と員3人以下）に分かれ、3科のうち第1科は文書・庶務・会計・統計・その他、第2科は普通教育・社会教育、第3科は専門教育・外国留学となっている。

地方では、従前の府庁州県等の名称は「県」だけを残し全部廃止、県の教育行政機関として“県教育局”を設置した。

しかし、民国初年には、依然として清末の地方教育機関である勸学所が残されていた。勸学所は、県公署に属する1名の所長と、2～4名の勸學員を置き、県知事を輔佐して県内の教育行政事務を処理するのである。1915年7月、地方教育学務を自治的に処理させるため教育部は地方学事通則を發布、地方学務委員会を組織して勸学所と並び立つ形で地方の教育行政機関とした。勸学所の位置は、県知事の輔佐機関とされ、また地方学務委員会と並び学務を処理するところとなり、その権限は大きく削減された（注3）。こうなった一つの原因は、勸學員となる郷紳が「役所の用事を口実に平民を逮捕する者あり。地方官に隸属し、刑を用いて糾明する者あり。厳しく多額の罰金を科する者あり」（注4）というように、民衆の立場を代弁することなく、専断的行動を取る者があったからである。そのため、しばしば「毀学」闘争に発展した（注5）。こうした勸學員の独断的な行為を規制するため、合議制による教育行政の立て直しを図るのであったが、教育委員と勸学所の間に紛争が起こることもしばしばであった。

1923年3月、ようやく「県教育局規程」が公布され、勸学所を教育局に改めることになったが、その組織図は次図の通りである。

県教育局の教育行政系統図



この主な規程によると、①県教育局は局長1名。局長は県知事によって推薦され、省教育庁長の選任を受け、知事の管理の下にあって県内の教育行政を掌る ②県教育局長の資格は大学教育科・師範大学校あるいは高等師範学校を卒業した者。また教育職務の経験がある者 ③県教育局は董事会を設け、董事の定員は5名とする。この種の董事は、教育に関係のある者でなければその資格がない ④董事会の主な職権は、一つは県教育の方針及び計画の審議、県教育財政の運用及び県教育財産の保管、また県教育の予算及び決算の審査 ⑤県内の市町村は県教育局によって若干の学区に区別され、各学区には教育委員1名を置いて局長の指揮の下に、同学区の教育事務を取り扱う—— などとなっている。

以上からみれば、教育局の権限は勸学所に比べて大いに拡張され、局長の地位もまた所長よりは高められている。

以上のように、民国初期の教育行政機関は清末より系統化されている。今日の中国においてこれら地方の教育機関、省教育庁、あるいは県教育局はそのまま踏襲された。民国初期に教育行政機関が設立された後、清末の教育改革に関する初めての法案は「普通教育暫行辦法」（14条から成る。注6）の公布であり、教育部の成立から10カ月後、各省へ通達された。しかし各省といっても、北京にはなお清朝政府があつて、国民政府の威令は華北・東北の地には及ばず、湖北・湖南・江蘇・浙江・福建・広東・広西・江西・雲南及び貴州など、華中と華南地方に限定されていた。この暫定法は、中国近代学校の展開の上で画期的な意義を持つものであるが、その注目すべき点は下記の通りである。

- (1) 学堂を学校、監督・堂長を校長と改称した。
- (2) 初等教育における、機会の男女平等と共学を認めた。
- (3) 師範学校及び中学以下の学校における読経科を廃止した。
- (4) 科举制度の余韻ともいふべき出世奨励法を廃止した。
- (5) 教科書は必ず共和国の趣旨に合うものを用いることとし、清代の教科書はこれを一律廃止する。
- (6) 中学、初級師範の修業年限を4年に改めた。 (注7)

陳青之は、民国初期の教育が従前の教育とどのような点で変化をみたかについて、次の3点を指摘している。

- (1) 人民の教育に対する態度の改変。満清専制時代には、教育は官治主義に委ねられ、人民は拱手して命令を受け、法令によって介理するだけであった。それが民国年代に入ると民治主義にかわり、民間人が熱心に討論するだけでなく、建議と改良に参加するようになった。
- (2) 教育思想の改変。これまでは、忠君・尊孔を教育宗旨としてきたが、これ以後は公民道徳を中心としている。それまで学校教育は、科挙の風習から脱し切れていなかったが、これ以後は科挙の奨励制を取消し、読経科を廃止してようやく真正の新式教育が現れるようになった。
- (3) 教育政策の改変。専制時代は政府中心で、教育はすべて愚民政策でなければ懐柔主義、籠絡主義でなければ強制主義であったが、共和時代になると人民中心であって、教育はすべて国民の基礎を培養し、国家有用の人材を訓練し、共和政治の真精神を樹立するようになったと言われている。(注8)

つまり、この「暫行辦法」は共和国の教育宗旨に合致したものであった。

民国初期の教育宗旨は、蔡元培の主張に基づいて制定されたものである。民国初代教育総長である蔡元培の経歴についてみると、彼は同治6（1867）年に浙江省紹興城内の錢莊の家に生まれた。光緒15（1889）年に郷試に合格して挙人となり、翌16年会試に合格、光緒18（1892）年に殿試に合格して進士となり清廷より翰林院庶吉士を授けられた。26歳の時である。光緒20年、翰林院編修に補されたが、当時からしきりに西書の訳本を読むようになった。32歳の時に起こった戊戌変法に対しては、心情的に同調する立場にあり、官職を辞して郷里へ帰った。後、東文学社を設立し、紹興中西学堂の監督となり、光緒27（1901）年、南洋公学の教習となる。翌年の春、中国教育会を設立してその会長となった。光緒31（1905）年に、東京で中国革命同盟会が結成されると、上海分会長となった。翌年、紹興学務公所総理となったが、欧州留学の計画をたて、まず譯学館の教習となり、光緒33（1907）年にドイツへ留学、翌年ライプチヒ大学へ入学して3年間哲学などを学んだ。革命が起こると、ベルリンへ行き、宣伝協力を求め帰国した。そうして民国元年1月3日に南京臨時政府の教育総長となったのである。

以上のように、蔡元培はすでにヨーロッパに留学し、西欧的な近代教育思想の洗礼を受

けた人物である。彼の、教育部における構想や教育制度に対する理想は、きわめて新しいものであった。彼は教育宗旨について、次のように語っている。

「私は教育総長に任じられ、教育方針の意見について発表し、清末学部の忠君・尊孔・尚公・尚武・尚実の五項目の宗旨に修正を加え、軍国民教育・実利主義・公民道德・世界観・美育の五項目に改めた。前の三項は尚武・尚実・尚公と同じである。しかし、第四・五項はまったく違っている。忠君と共和国政体とは合わないし、尊孔と信仰の自由とは相違しているので、これを削除したのである。世界観教育を提唱したのは、哲学的課程としてで、真意は周秦諸学、インド哲学及び西洋哲学を兼取して二千年来孔子学を墨守してきた旧習を打破するにある。美育を提案したのは、美感は普遍的なものであるから、人に彼我の偏見を打破させ、美感の超越性は生死利害の顧忌を打破できると信じたからで、美育をとくに重視したのである。」（注9）。

1912年7月10日開催の臨時教育会議を経て、9月に教育部が公布した新しい教育宗旨は「道德教育を重視し、実利主義、軍国民教育でこれを補充し、美感教育で道德を完成させる」（注10）というもので、蔡元培の提案がそのまま採り入れられた形になっている。

この新しい教育宗旨から見れば、新教育の根本は道德教育にある。その精神はフランス革命の自由・平等・博愛に求められた。従って、道德教育とは、この3点の知識を国民に教え、正確な観念を植え付けることであった。中国が近代国家としてスタートした辛亥革命の教育方針が、これをフランス革命に求めたことは注目し得るものと言わねばならない。

次に実利教育についてみると、これは清朝の教育宗旨の中からも見出すことができる。しかし、新しい教育宗旨では、当時は外国の実利教育が激しく、各国が実業の発達を重要政策として力を入れていることを指摘している。即ち、“実業教育の目的は、実業の発達によって国民の生活を改善し、国を繁栄させるためである。従ってその教育原理は、理解と実践の一致にあり、その教育方法は実物や実地研究によるべきものである”となっている（注11）。実利教育重視の傾向は1913年8月の「実業学校令」に現れたが、これによると、実業学校は甲・乙・丙の3種に分けられていた。また、従来の実業学堂を専門学校に改めてその充実を図り、さらに農業・工業・商業および医学に分類されていた（注12）。

軍国民教育は、植民地化されつつある中国を守る手段として重要視され、政府の奨励に基づいて各省の教育会も軍事教育思想の普及につとめた（注13）。

美感教育は、道德教育とともに蔡元培の強調するところで、実利教育や軍事教育のよう

に清末から続いてきた思想ではなかった。蔡元培はかつてドイツに留学した際、芸術教育に深い関心をもっていた（注14）。彼は、国家主義的な傾向の強いそれまでの「教育宗旨」に芸術教育をとりあげることによって、人類共通のヒューマニズムをその基盤とすることを考えていたようである。即ち、芸術教育をもって高尚な気風を養うという教育理想を掲げていたのである。

以上のように、この五項目のうち公民道徳がやはり中核であり、世界観と美育は道徳を完成させるためのものであるが、軍国教育と実利教育もまた必ずや道徳を根本としなければならなかったのである。

しかしこの教育思想も、民国初年の軍閥混戦や政情不安定のため、実質的にはあまり大きな影響がなかった。美感教育が重視されたのは、1922年以後のことであった。

民国初期の教育思潮について陳青之は、「世界大戦の集結に至るまで、教育総長になった人物は6人いるけれども、教育に対して自身で主張をもっていた人物は、蔡元培、湯化龍、范源濂の3人である」といい、その主張の重点は、蔡元培は美感教育・世界観教育、湯化龍は国民教育、范源濂は軍国民教育であるとしている。また、この時期の教育思潮として、軍国民教育から派生した職業教育をあげ、これをもって3大教育思潮としている。

蔡元培についての研究は、今日の中国においても非常に重視されている。

1979年、中国人民政治協商会議は、蔡元培の生涯にわたる関係資料の発掘・調査に着手したが、1980年2月には“蔡元培逝世40周年”記念事業として、北京の人民教育出版社は「蔡元培教育之選」（高平叔）を出版している。

人民教育出版社本による前書きから、今日の中国教育界の蔡元培評価の一端を示したものをとりあげてみよう。

「清朝末期から民国初年にかけて、彼が発表した教育論は、独創的な見解を含んでおり、当時において進歩的な意義をもっている」

「思想上いくつかの弱点をもっているにせよ、彼は中国近・現代教育史に巨大な影響を及ぼした教育者であって、われわれが研究するに値する人物である。先生の教育実践と教育思想を、正確に、歴史的に評価しなくてはならない」（注15）。

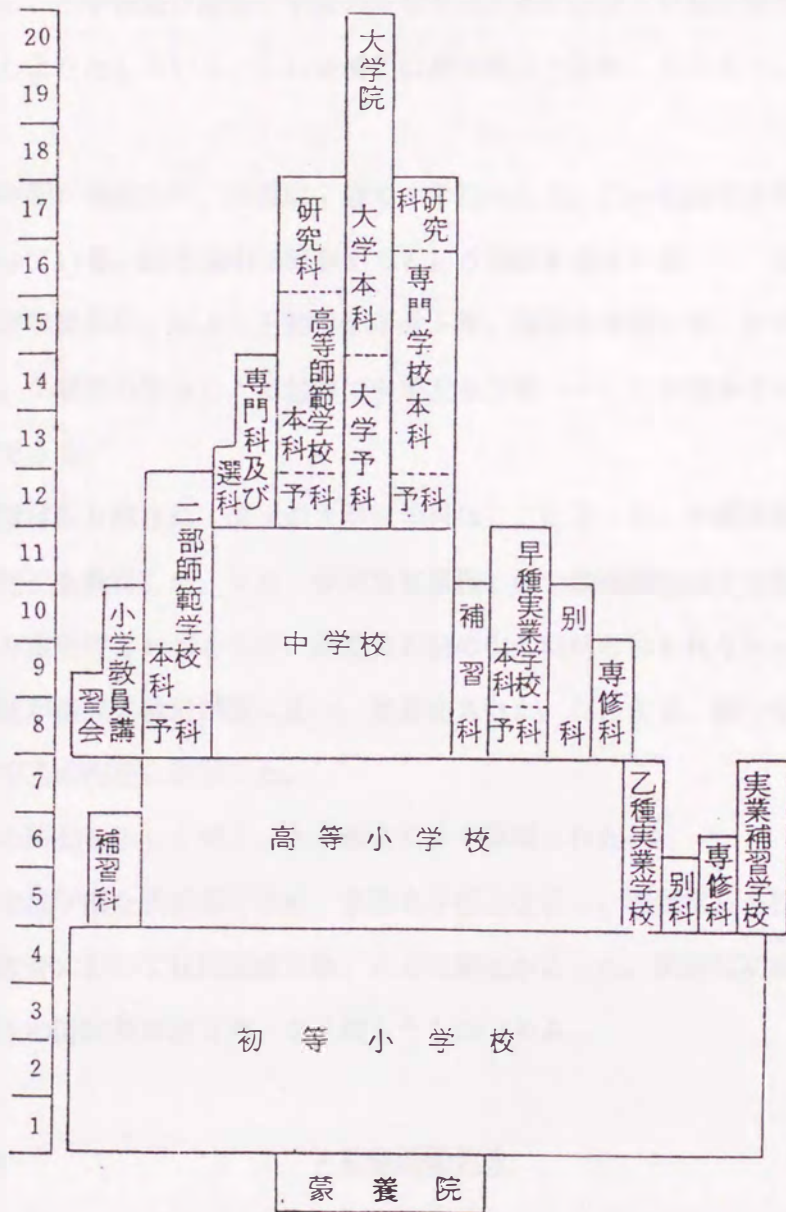
二、壬子学制の制定と師範教育

新しい「教育宗旨」が公布された1912年9月3日翌日、新教育方針に基づいた学制が公布された。この学校系統は、その年の干支をとって壬子学制と称されたもので、1922年の

「壬戌学制」の出現まで実施された。この学制による学校教育体系は別図「壬子学制図」

壬子学制図

注：陳啓天「近代中国教育史」P. 229より



のようになる。

すなわち、初等小学校4年、高等小学校3年、中学校4年、大学予科3年、大学本科の法・医科は4年、その他の学科は3年としている。この学制は、一応小学校から大学まで16年から17年の学校教育を本幹とした。師範系統では、師範学校は予科1年・本科4年、高等師範学校は予科1年・本科3年となっている。また実業学校では、甲種実業学校・丙種実業学校とも3年、専門学校は予科1年、本科3～4年となっている。また小学校4年を義務教育とし、小学校及び高等小学校の卒業生のためには各2年制の補習科を設け、国民教育を充実しようとしている。これを清朝の教育体系と比較してみると、次の点で改革されている。

- (1) 全体の年限が短縮され、児童は7歳で小学校へ入り、23～24歳で大学を卒業できることになっている。従来は中学校を出るともう20歳を過ぎたが——光緒29（1903）年の「奏定学堂章程」によると初等小学堂5年、高等小学堂4年、中学堂5年、合わせて14年。7歳で小学堂に入り21歳で中学堂を卒業——この体系では17歳で中学教育を完了できる。
- (2) 高等学堂は取り消され、清末の大学堂予科はここに至って、学校系統の上で欠くべからざる地位を獲得した。また「奏定学堂章程」の中の通儒院は大学院と改称されたが、あまり重要視されておらず、新教育系統の中には組み込まれなかった。
- (3) 学校系統が清末の教育制度に比べ、簡素化された。たとえば、初・中・高等級の実業学堂を甲乙の兩級に改制した。
- (4) 読経典の時間を少しく減じ、女子教育がやや重視された。
- (5) 行政上では学部を教育部に改め、学堂を学校と改名し、監督堂長を校長とした。

一方、師範教育においては民国成立後、大きな変化があった。次表は初級と高等の2段階に分け、清末の師範教育諸方面とを比較したものである。

(4-表1)

*初級師範教育

| | 民国初期の師範教育 | 清末の師範教育 |
|------|--|-------------------|
| 名称 | 師範学校 | 初級師範学堂 |
| 目的 | 小学校の教員の養成 | 高等小学堂と初等小学堂の教習の養成 |
| 学制 | 中等教育レベル（第8-12学年） | 中等教育レベル（第10-14学年） |
| 修業年限 | 本科と予科 本科は更に第一部と第二部に分けられ、予科は1年制。本科の第一部は4 | 完全科5年 簡易科1年 |

| | | |
|-------------|---|---|
| <p>入学資格</p> | <p>年制、第二部は1年制。男女同一。 第一部の予科は高等小学卒業生を原則とし、あるいは年齢14歳以上でこれと同等の学力ある者。 本科には予科を卒業してから進むのを原則とするが、その他に年齢15歳以上でこれと同等の学力ある者。 第二部は中学校卒業生を原則とし、あるいは年齢17歳以上でこれと同等の学力ある者。</p> | <p>科挙の優秀合格者、あるいは経書に通曉した国子監の出身者を試験の上入学させる。また、高等小学堂卒業生を入学させる。入学年齢は完全科が18~25歳、簡易科25歳以上30歳以下を有資格者とした。</p> |
| <p>設立</p> | <p>省立を原則とする。 二県以上聯合設立や私立も認める。</p> | <p>府立を原則とする。 州県ごとに一堂を設立すべきである。 完全科12科目：</p> |
| <p>学科目</p> | <p>予科 修身・国文・習字・英語・数学・図画・楽歌・体操。 本科第一部： 修身・教育・国文・習字・英語・歴史・地理・数学・博物・物理・化学・法制・経済・図画・手工・農学・楽歌・体操。 ただし農業はその地方の状況によっては変更してもよい。女子師範学校の場合は、英語を随意科目とし、農業の代わりに園芸科目を設け、かつ、これを欠いてもよいこととし、男子にない家事・裁縫を加えている。 本科第二部： 修身・教育・国文・数学・博物・物理・化学・図画・手工・農業（女子欠く）・楽歌・体操・裁縫（男子欠く）</p> | <p>修身・読経講経・中国文学・教育学・歴史・地理・算学・博物・物理・化学・図画・体操。 地方の状況に応じて、外国語・農業・商業・手工のうち、一科目あるいは数科目を加えることになっている。</p> |
| <p>待遇</p> | <p>公費生・半公費生・私費生の三種に分け、公費生を原則とする。 公費生：学費免除。食費・寄宿費等も学校から支給される。 土地の事情によりその半額を支給する半公費生、何も支給しない私費生の別がある。 義務年限：男子は、第一部本科公費生は7年、半公費生は5年、私費生は3年。女子は、第一部本科公費生は5年半公費生は4年。</p> | <p>官費生・自費生の二種に分け、初級師範学堂は官費支給を原則とする。 義務年限： 官費生 本科は6年 簡易科3年 自費生：本科は3年 簡易科2年</p> |
| <p>附設機関</p> | <p>①師範学校には附属小学校を設置すべき。 ②女子師範には小学校、附属蒙養園を設ける必要がある。 ③師範学校には各種の講習科を附設してもよい。 a. 副教員講習科（小学副教員の養成・年限1年以上） b. 正教員講習科（小学正教員の養成・年限2年以上） c. 蒙養園保姆講習科</p> | <p>初級師範学堂には、予備科と小学師範講習科を設置することとしている。 予備科は、初級師範学堂入学志望者の普通学力の不足を補うところであり、小学師範講習科は、伝習所卒業の現職教員や蒙館塾師の学力を補うところである。</p> |

(4-表2)

*高等師範教育

| 名称目的 | 民国初期 高等師範学校 中等師範学校教員の養成 | 清 末 優級師範学堂 初級師範学堂及び中学堂教員並びに管理員の養成 |
|------|-------------------------------|---|
| | | |

学制
修業
年限

短期高等教育レベル（第12～15年）
予科（1年）本科（3年）研究科（1～2年）に分かれている。

男女全く同一。

入学
資格

予科生＝中学校卒業生を原則とし、本科生には予科卒業生が進み、研究科生には本科卒業生が進む。

設立

六大師範学区

(1)直隸区域（直隸・察哈尔・熱河・山東・山西・河南）

(2)東三省区域（奉天・黒竜江・吉林及び蒙古東部）

(3)湖北区域（湖北・湖南・江西）

(4)四川区域（四川・陝西・甘肅・雲南）

(5)広東区域（広東・広西・福建・貴州）

(6)江蘇区域（江蘇・浙江・安徽）

このほか蒙古・西藏・青海等の地方は別に組織し、新疆の一省だけは一区としている。

学科
目

1. 予科：

倫理学・心理学・教育学・英語・体操

2. 本科：6部に分かれる

①国文部：国文・国文学・歴史・哲学・美学・言語学

②英語部：英語・英語学・国文・国文学・歴史・哲学・美学・言語学

③地歴部：歴史・地理・法制・経済・国文考古学・人類学

④数理部：数学・物理学・化学・天文学・気象学・図画・手工

⑤理化部：物理学・化学・数学・天文学・気象学・図画・手工

⑥博物部：植物学・動物学・生理・衛生学・鉱物・地質学・農学・化学・図画

以上の各部には、随意科目として外国語・楽歌を、英語部には随意科目としてフランス語を加えることとしている。

3. 研究科：

当時規程されなかった。ただ「本科の各部より、23の科目を選択して、これを研究する」と規定されている。

待遇

公費生と私費生との2類に分け、公費

短期高等教育レベル（第15～18年）
公共科（1年）分類科（3年）加習科（1年）の3科3段に分かれている。

①原則として初級師範学堂及び普通中学堂の卒業生

②科挙合格者のうち、学識優秀な者で、年齢10歳以上25歳以下の者
北京及び各省城に1校を設立

学科課程を3段階に分けている。

その一は公共科で、入学第一年に学習する課程である。

その二は分類科で、入学第二年以後に学習する課程である。

その三は加習科で、分類科の課程修了後にさらに学習する課程である。

1. 公共科：

人倫道德・群経源流・中国文学・日本語・英語・論理学・算学・体操

2. 分類科は4類に分かれる。

第一類：

人倫道德・経学大義・中国文学・歴史・教育学・心理学・周秦諸学・英語・ドイツ語・論理学・生物学・生理学・体操。

随意科目：法制と理財

第二類：

人倫道德・経学大義・中国文学・教育学・心理学・地理・歴史・法制・理財・英語・生物学・体操。随意科目：ドイツ語

第三類：

人倫道德・経学大義・中国文学・教育学・心理学・算学・物理学・化学・英語・図画・手工・体操。随意科目：ドイツ語

生物学

第四類：

人倫道德・経学大義・中国文学・教育学・心理学・植物学・動物学・生理学・鉱物学・地質学・農学・英語・図画・体操

随意科目：化学・ドイツ語

以上の各類各課程はいずれも3年で卒業する。

3. 加習科：

人倫道德・教育学・教育制度・教育機関・美学・実験心理学・学校衛生・専科教育・児童研究・教育演習。

以上の各科目は1年で修了する。

公共科と分類科の学生の学費は、いずれ

生を原則とする。公費生は学費免除の他、同校より食費・雑費などが支給される。

服務年限：

本科公費生 6 年、専科公費生は 4 年。

私費生は本科 3 年、専習科 2 年。

も官費で支給される。

分類科卒業生には、大学堂へ進学する者以外、教職に 6 年間就く義務があり、そのうち 2 年間はどこに赴任を命じられても拒否することはできない。

義務年限の満期後には、大学堂に入学することが許されている。

優級師範学堂には 2 種の附属学堂（附属中学と附属小学）があり、優級生の実地練習に供される。

- 資料出所：1. 李友芝ら「中国近現代師範教育史資料」北京師範学院
2. 多賀秋五郎「近代中国教育史資料——清末編・民国編上」日本学術振興会 昭和 49 年
3. 楊之嶺ら「中国師範教育」北京師範大学 1989 年 7 月
4. 陳青之「中国教育史」大学蔵書 1936 年

上表からみれば、清末期にしても民国初期にしても、初等・中等教員養成の機関は独立した学校として、目的別に 2 段階に区分されており、それぞれ中等教育レベル、短期教育レベルに位置づけられていたことが分かる。しかし、民国初期において師範教育は清末より更に系統化され、設置の種類と形式は多様化している。その変更点は、主に以下の点である。

1. 師範学校の名称と設立上の変更

従来の初級師範学堂は師範学校に、優級師範学堂は高等師範学校に改めた。付設機関については、師範学校には附属小学校を設置すべきと規定され、今日に至る師範教育制度の原型が確立された。また、清末における臨時と単級の小学教員養成クラス（予備科と講習科）を、副教員講習科・正教員講習科・蒙養園保嫗講習科に改めた。

設立上、従来の初級師範学堂は府立を原則としてから省立へと変更され、優級師範学堂は原則として省立であったが、民国初期の高等師範学校は国立に変わった。

2. 編成上の変更

高等師範学校では清末の公共科を予科に、分類科を本科に、加習科を研究科に改めた。師範学校では以前の完全科を第一部に、簡易科を第二部に改め、完全科にはその上さらに予科も並立された。

修業年限については、清末の学校体系の基幹となる初等小学堂から大学堂までの全修業年限を 21 学年とし、初級師範学堂は中等教育レベル（第 10～14 学年）、優級師範学堂は短期高等教育レベル（第 15～18 学年）に位置づけられたが、民国初期における学校教育系統図によると、初級小学校から大学までの全修業年限を 18 学年とし、師範学校は中等教育レ

ベル（第8～12学年）、高等師範学校（予科を含む）は短期高等教育レベル（第12～15学年）になっている。

3. 学科目の変更

日本の師範学校規程は、すでに清末、初級・優級師範学堂に採り入れられたところである。民国初期の学制ではさらに検討が加えられ、近代的に制度化されているといえる。例えば、高等師範学校では、中学校から本科に入るには予科（1年）を経ることとし、予科では倫理学・英語・心理学・体操・教育学を課している。本科（3年）では6学部が設置され、各学部は専門科目中心となっている。この点は清末の、「人倫道德・經学大義」などの科目が各学科に必修科目として入れられたのとは違い、非常に実用的・専門的になっており、清末の師範教育より著しく近代的であったと言える。これらの学課目の変更は、やはり民国初期の蔡元培らが示した教育方針に従うものである。

つまり、教育方針の変遷は政治の要請から免れ得ず、教育事業は時勢の流れに従って変化するのだと言うことができよう。すでに第一・二章で述べたように、清末に公布された「忠君・尊孔・尚公・尚武・尚実」という教育宗旨は、専制主義国家を強化することを目的としたものである。それに応じて師範教育は、伝統的な中華思想を温存することが第一義的なものとならざるを得ない。「各学堂、宜注重読経、以存聖教」（注16）がそれである。ところが民国に入ると、政体は専制から共和国に変わり、教育方針もその流れに沿って大変革を遂げる。「民意」「民智」をもって教育の生命となし、民意の培養と民智の啓発を重視したのである。

4. 六大師範学校の設定

当時、教育総長・范源濂はすでに辞職（1913年1月28日）していたが、彼は高等師範学区を設定、全国を6つの師範学区に画分し各省の師範教育行政を合併統合しようという構想を持っていた。それが、前表（「高等師範教育」参照）に載っている“六大師範学区”である。その後の中国6カ所の国立高等師範学校は、この計画によって生まれたものである。この、六所国立高等師範学校は以下の通りである。

- ・北京高等師範学校 1912年5月（元の京師優級師範学堂、1923年北京師範大学に改称）
- ・武昌高等師範学校 1913年11月（現在の武漢大学）
- ・四川高等師範学校 1914年12月（元の四川優級師範学校、1923年成都大学に合併）
- ・南京高等師範学校 1915年9月（1923年東南大学に合併）
- ・広東高等師範学校 1917年7月（1923年広東法科大学に合併、現在の中山大学）
- ・瀋陽高等師範学校 1917年9月（現在の東北大学）

以上の六所高等師範学校は、北京高等師範学校が1923年7月に北京師範大学に改称した

ほか、すべて普通大学となるか、あるいは合併された。この点から見れば、中国師範教育の成長・発展は紆余曲折を経ており、順調な展開だったとは言えず、師範教育は十分に重視されたものではなかったことが分かる。当時の社会状況にあっては、教育界でさえ師範学校廃止の意向があった。蔡元培もこのような意向を持っていた。彼は高等師範学校の科学程度が非常に低いとし、中学教員には大学卒業生を再教育して充てる考えであった。そのため、国立大学の数が少なかったため、北京大学のほかに、南京・成都・広州にも大学を設置しようとしたのである。彼は「民国元年の教育総長の時代、大学に対してとくに注意したのは、一、大学で法科・商科などを設けるものは必ず文科を設け、医科・農科・工科などを設けるものは必ず理科を設ける。二、大学には大学院を設け、教授・大学卒業生の研究機関とする。三、暫定的に国立大学を設けることとし、北京大学以外南京・漢口・四川・広州にも大学を設置することを計画する」（注17）ことであったという。

ここで彼が文理両面を重視したのは、大学を学理研究の機関と認めたからで、法科・商科などを設けるのに文科を設けなければ大学とすることができず、医科・工科・農科などを設けるのに理科を設けなければ大学とすることができないとしたのは、文・理両科が法・商・医・工・農など応用科学の基礎であるという見解を有していたからだと回想している。

師範教育に対する蔡元培の説は「大学をよくしないで中学の師資はどうなるのか。中学をよくしないで小学の師資はどうなるのか。われわれの第一歩とするところは、まず、大学の充実である」というものであった。つまり、中国教育を向上させるために高等教育に重点を置くことを強調していた（注18）。

もとより、蔡元培とて決して師範教育を軽視するものではないが、ライプチヒ大学に学び、ヨーロッパの高い水準の学術に接触して帰国した彼の大学教育重視論は、当時の学术界に大きな影響を与えた。

蔡元培の大学教育重視論に対して、国民教育を重視する次長の范源濂は、終始反対の立場であった。彼は東京高等師範学校に学び、高い就学率を目指して発展してきた日本の国民教育を目撃して強い感銘をうけた。范源濂の説は、「小学校を充実しないでどうして中学が充実できようか。中学を充実しないでどうして大学をよくすることができようか。われわれが第一歩とするところは、まず、小学教育の充実である。小学教育の充実が師範教育の充実にある」というものである。蔡元培とはいくたびか議論が交わされたが妥結することはなく、循環論に終わっていたようである（注19）。

壬子学制が公布された後、教育部の民国5年の統計によると、北京師範学校と北京女子師範学校とが教育部に直属する以外、全国各省が師範学校創立案を教育部に報告した例が141校ある。江蘇・奉天の2省が最も多く、その次が浙江・湖南・四川・広東・雲南、さらにその次が直隸・山東・河南・山西・安徽・湖北・吉林等の省、黒竜江・陝西・福建・甘肅・貴州等の省が最も少ない。新疆の1省だけがまだ設立されなかった。現在も存在する学校は江蘇・奉天・湖南等の省に最も多く、四川に最も少ない。在学学生数の合計は21,597名、宣統3年の約2倍である。卒業生は3,485名で約4倍になっている。高等師範学校は1912年に国立となってから、全国を6区に分け、各区にそれぞれ1校の高等師範学校を設立する意向であったが、経費的に困難であったため、1916年以前には北京・武昌・南京と四川の四所国立高等師範学校しかできていなかった。省立で残存していたものは直隸・山東・湖南・広東・河南・江西に1校ずつある。

5. 女子教育の改革と男女共学

民国初期における師範教育の変遷において、もう一つ注目すべき点は女子教育の改革と男女共学の開始である。

中国において女子学校が法的に認可され、位置づけられたのは学部設立後の光緒33（1907）年であった。それ以前は、女子教育の地位は学制上全く無視されていた。「奏定学堂章程」は、女子教育を課程教育の中に包括し、しかも「中外ノ習俗同カラサレハ、当今女子学堂ヲ設クルハ未タ可トナサス」などと規定されている。光緒33（1907）年になって初めて、学部は正式に女子教育の学令を發布した。しかし、女子師範と小学との2種のみであり、中学及び大学、また高級師範（清末における優級師範）は依然として設立されなかった。また男女共学は絶対禁止であった。

民国になって初めて、女子師範学校の修業年限は男子師範学校と同じようになる。特に女子高等師範学校の設立により、女子は男子と同じように高等師範教育を受ける事ができるようになったのである。清末に比べると一層の進歩であった。

当時、女子の普通教育を普及させるためには、その教員を養成する女子師範学校の充実を必要とし、女子師範学校の教員を養成するための女子高等師範学校の設立を必要とすることは、国民教育発展の一般的理論であるが、中国で女子高等師範学校が設立されたのは1919年のことである。1919年3月、教育部は「女子高等師範学校規程」を公布した。この規程は、学科・学額及び修業年限、入退学及び休学・学費・懲戒・服務などの6章35条より成っている。その要点を見ると、修業年限は予科1年・本科3年である。本科が文科・

理科・家事科の3科に分けられているのは女子教育の特性が考慮されたものである。さらに教職義務年限を男子より2年短い4年とし、特例の場合を1年短い2年としたのも女子の特性が考慮されたものである。

この規程に基づいて1919年4月23日、北京女子高等師範学校が設置された。1920年2月には、北京大学が女子の聴講を許可した。次いで広東省の広東高等師範学校及び江蘇省南京高等師範学校が女子学生の入学許可を認めた。つまり、男女共学を認めるようになった。これがきっかけとなり、男女共学が普及するようになったのである。

この男女共学は、1912年の壬子学制によって認められていた。最初は小学堂のみに認められ、師範学堂・中学堂及び大学においてはまだ許されていなかった。しかし1919年の五四運動以降になると、中学以上の学校においても、新文化運動の影響を受けて男女共学が見られるようになる。

1921年、北京の各国立大学はすべて女子の入学を許可することになった。その後、全国の各大学でも男女共学が実施され、ここに女子の平等な教育権が公的に認められるところとなったのである。

なお、中華教育改進社の調査によると、1922年から1923年の間における全国大学生の総数と女子学生数は次表の通りとなっている。

(4-表3) 全国大学校及学生数 (1922~1923)

| 学 校 別 | 学 校 数 | | | 学 生 数 | | |
|-------|-------|---|-----|--------|-----|--------|
| | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 |
| 大 学 | 34 | 1 | 35 | 12,692 | 431 | 13,123 |
| 高等師範 | 7 | 1 | 8 | 2,809 | 284 | 3,093 |
| 農科大学 | 7 | 0 | 7 | 1,271 | 0 | 1,271 |
| 工科大学 | 13 | 0 | 13 | 2,018 | 8 | 2,026 |
| 商科大学 | 8 | 0 | 8 | 1,887 | 3 | 1,890 |
| 医科大学 | 7 | 0 | 7 | 815 | 17 | 832 |
| 法科大学 | 33 | 0 | 33 | 10,851 | 13 | 10,864 |
| その他 | 14 | 0 | 14 | 1,650 | 131 | 1,781 |
| 総 計 | 123 | 2 | 125 | 33,993 | 887 | 34,880 |

注：俞慶棠「三十五年来中国女子教育」（蔡元培等著「晚清三十五年来中国教育」所収）199頁より。

この統計表からみれば、女子学生数の占める比率は総数の2.54%しか占めていない。しかし、工科・商科・医科・法科大学にまで及んでいた。この時期における女子教育の発展は、飛躍的なものとは言い難いが、女子教育においてもっとも堅実な第一歩を踏み出したと言えることができよう。

以上、民国初期の師範教育の変遷を分析してきた。1911年の辛亥革命によって中国初の共和国が成立したが、この政治的変革は教育の方針、内容に大きな影響を与えたのである。しかし、民国初期の師範教育はまた、日本の教育の影響をかなり残している。特に師範教育宗旨は日本の師範学校を模して、順良・信愛・威重の三気質の養成を重視している。1912年9月29日に公布した「師範教育令」の中にそのことが残っている。師範教育令第一条に「生徒ヲシテ順良・信愛・威重ノ気質ヲ備ヘシムルコトニ注目スヘキモノトス」とあるのがそれである。

これに対し、1912年12月10日に公布された「師範学校規程」の第一条には次の8項目が規定されている。

1. 健全な精神は健全な身体に宿るものであるから、学生を摂生に謹み、体育に務めさせる。
2. 性情を陶冶し、情志を鍛練することは、教員になる者の要務であるから、学生を美感に富み、徳行に勇ませる。
3. 国家を愛し、法憲を尊ぶことは、教員になる者の要務であるから、学生に建国の本原を明らかにし、国民の職分を践ませる。
4. 独立・博愛は、教員になる者の要務であるから、学生に品格を尊んで自治を重んじ、人道を愛して大公を尚ばせる。
5. 世界観と人生観は、精神教育の本であるから、学生に哲理を追究して、高尚な志趣を見えさせる。
6. 授業時間中は教授法に注意し、学生に授業を受ける際に施教の方を悟らせる。
7. 教授上の一切の資料は、つとめて、学生が将来実用に役立ち、よく小学校令及び施行規則の趣旨に沿うようにする。
8. 学の道というものは教授だけを頼りにするものではないから、つとめて、学生に鋭意研究させ、自動の能力を養成する。

この民国初期の師範教育方針は大きな変化をもたらしたが、一方では日本の教育制度を学びながら、中国的な方式・方法で近代教育改革を図ろうとしていることが分かる。その原因の一つは、蔡元培の教育理念による指導である。蔡元培は民国元年7月の臨時教育会議の中で次のように述べている。

「...現在の教育規程は、日本に則ったものがはなはだ多いけれども、これをそのま

ま放っておくものではない。しかし、日本の学制は、もともと欧州各国に則ったものである。欧州各国の学制は歴史の上に積み重ねられてきたものが多く、整然と画一化されていないうえに、西洋の習慣を含んでいるが、日本の学制は維新の際に創設したもので、西洋各国の制度を取って折衷したものであるから、日本に則ることは適当でもある。しかし、日本の国体と中国は同じではないから、欧米の適当な法は兼ねて採らねばならない。すなわち、日本や欧米各国ではまだ実行には移していないけれども、教育家が鼓吹しているものは、われわれも採取実行すべきである」(注20)。

この点から見ると、実用主義的な洋務派の考え方とあまり変わっていなかった。つまり、日本教育を媒介として西洋近代教育を摂取しようとした、ということである。

もう一つの原因は、蔡元培を首脳とする教育部には日本留学経験者が多く、清末の学部からそのまま教育部へ転じた専門家も多かったことである。たとえば、教育部へ入った日本留学経験者は、東京高等師範学校に学んだ次長の范源濂(蔡元培のあと教育総長になった)をはじめ、秘書長の董鴻禔、司長の林榮(ともに早稲田大学に学ぶ)など、いずれも日本留学経験者である。

また、科員の中にも日本留学経験者が多かった。たとえば、社会教育司第二科の科員・周樹人(魯迅)は、蔡元培と同郷の浙江省紹興の人であるが、彼は日本からの帰国後、蔡元培の推薦で教育部に入り、教育行政に携わっている。そして普通教育司の科員・許寿棠(東京高等師範学校)、伍崇学(宏文学院)、編纂員の湯中(東京帝国大学法科)らも日本留学経験者である。

このように、教育部に日本留学経験者が多いことのほか、学部から教育部へ転じた専門家がかったことも注目される。司長の袁希濤(挙人の出身)を始め、参事の馬隣翼、會計科の科員・陳問咸(挙人)、普通教育司科員・呉思訓(清末の優貢生出身)、専門教育司の科員・路孝植(挙人の出身)などである。

民国初期の師範教育あるいは教育制度が、清末と同じように日本の教育制度に類似している点が多いことについては、こうした点も見逃すことはできないであろう。

また、民国初期において、政治変動が教育にも大きな影響を与えている。特に、袁世凱帝政運動である。

1912年、清国政府を倒し、共和国中華民国が誕生してまもなく、北洋軍閥・袁世凱は、封建地主や軍閥を背景に国民党の指導者・宋教仁を暗殺、その軍事力によって党を解散させ、次第に独裁専制者としての権力を強化した(注21)。彼はついに帝政復活運動を展開、

「洪憲帝政」（1916年元旦を洪憲元年と改称）の樹立を企図した（注22）。

先ず袁世凱は1914年5月、「教育宗旨を解明するに、道德・実利・尚武を尊び、実用をもってこれを運ぶ」（注23）という主旨の「教育綱要」を公布、蔡元培の芸術教育を除外した。更に翌1915年2月、教育宗旨をも改訂した。改訂された教育宗旨は「愛国・尚武・崇実・法礼・重自治・戒貪争・戒躁進」（注24）というもので、先の自由・平等・博愛に基づいた道德教育も封建的な儒教倫理に置き換えられ、姿を消すことになった。

この教育宗旨は、袁世凱の政治に対する野心の表現でもあった。特に最後の2項目「戒貪争・戒躁進」はまさに国民に誠意順民となることに努め、彼と皇帝の地位を争うことを諷めるように論していると言っても過言ではない。因みにこの2項を詳述すると次のようになる。

「戒貪争は則ち、満足することを知らずに只争うことを戒むべし。責任のある競争は国家を進歩させることができ、逆に無責任な競争は国家を退化させる。国家の進退は国民の競争如何にかかっている。若し競争が国民の責任心によるものであったなら、競争は激しければ激しいほど、国家は益々安泰である。（中略）故に全国の政界・学界・軍界・農工商界及び女性国民はすべからく国家社会の利益の為に責任を尽くし、貪争を必ず戒むべきである。戒躁進は則ち、焦って急進することを戒むべし。我が国が共和国になってから、人心の趨く所、事業の求める帰結は、幻想に惑わされるか躁進に走るかである。（中略）一般国民が共和の美名に溺れ、自由の真相も知らず（中略）これを救い求めるに、先ず躁進の汚浴を戒むべきである。国家の政治も、個人の学術も、立身出世もすべて躁進すべきでない。」（注25）

彼は以上のように強調した。実は1914年の始めごろから、教員の給料はどの地方でも遅配・欠配が相次ぎ、全国の学校は「上のものは現状維持に精一杯、下のものは勝手に閉鎖・解散の措置をとる」（世界教育史体系）という有様であった。当然、生徒・学生の県・省への請願・要求行動が各地に頻発した。そしてそれは、しばしば政府の弾劾運動に発展した。失学・失業青年の不満は全国に渦巻いていたのである。“貪争するな”“躁進を戒める”というのは、そうした青年たちの行動を抑止するための措置であった。

また、教員に対して「中・小学教員は、性理を研究し、陸・王の学崇習し、生徒を導くに実践をもってすべし。教科書はよろしく学案を特集し、もって尊孔・尚武の淵源を明らかにすべし」という。つまり、袁世凱はすでに、尊孔・尚孟の主旨を明らかにしていた。しかし「尊孔・尚孟の歴史を明らかにしようとするれば、道統の源流を知らなくてはならな

い。宋明学案等の書は、師伝の系統、学説の異同においてこれを言い、詳細をきわめている。それは中国の伝統文化より派生し、それを現在の時勢に適用しようとするれば、宋の陸象山、明の王陽明の両先生にかなうものはない。その学説は孟子に近く、力行致知の説を主張し、実につとめ用につとめるのが適當である」（注26）と言うのである。

袁世凱の教育方針に従って1916年、師範学校の学科目は、民国元年の規程で取り消された読経典1科目を加えた。また廃止された小・中学校の読経科も復活したのである。

たしかに山東巡撫、直隸総督時代の袁世凱は、中国の教育改革に大きな貢献があった。たとえ専制王朝体制を守るためと言っても、結果的に中国教育の近代化に積極的な役割を果たしたのである。しかし、辛亥革命後の民国社会において、袁世凱の教育思想は礼楽を中心としたものであり、保守思想の色濃いものであった。彼は進歩分子を「断じて許さない。浅識の徒はほしのままに穿鑿して、根本を動揺させる」と言っている（注27）。この根本を揺動する浅識の徒とは、彼に反対する改革派を指している。つまり、教育は彼の意図する体制に順応する国民を養成しようというものである。その立場から各県知事に、教育普及の責任の重大さを喚起認識させ、地方官や紳董を通じて教育を浸透させようとした。そして、成績をあげた地方官や紳董は褒奨・旌揚するが、办学に名をかりて公款を侵漁する劣紳は嚴懲した。

こうした袁世凱の文教政策は、地方層を基盤として、儒教的色彩の濃い教育浸透を凶ろうとしたものと言える。

このように、1911年の辛亥革命は、政治的には清朝政府を倒し、共和制を樹立させたが、社会・経済等の各方面において旧来の体制をそのまま残存させたのであった。民国の教育は、理念的には民主制や自主制をモットーとし、道德教育・実利教育・軍国民教育などを強調したが、実質的には清末のそれと大差はなかった。とくに袁世凱の帝政運動とその保守的な教育政策は、近代的学制の普及には大きな障害となった。袁の死後も軍閥の混戦による政局の不安定が続き、それが教育の発展に多大の障害となった。

袁世凱帝政運動前後の教育の実態を、具体的な数字で表してみると次のようになる。1915年、全国の小学校数は106,655校で、学生数は3,443,683人であった。これを1911年の辛亥革命の年と比較してみると、学校数では約2倍、学生数では約3倍となっている。また中学校では、学校数1,220校、学生数126,455人で、1911年と比較して、あまり著しい増加率を示していない（注28）。これをさらに、高等教育について比較すると、校数及び

学生数とも減少していることが分かる。黄炎培の「読中華民國最近教育統計」（1919年・注29及び4-表4）によると、特に法政専門学校の激減が注目される。

1912年の辛亥革命後に樹立された共和政体は、国民の法律と政治に対する関心を高め、また社会の注目を浴びるようにもなった。その自然の成り行きとして——大学は設立条件が厳しいこともあり——法政専門学校が至る所に設立された。しかし、その後の政局の不安定により、社会も漸くその偏重を悟ったことや、更に北京政府もその制限を行ったことが激減の理由になったと考えられる（注30）。また、この学校数の減少による学生数の減少は、実に袁世凱の時勢に逆流した復古運動の具体的帰結と言っても過言ではない。

(4-表4)

| 学 年 度 | 1912年 | 1913年 | 1914年 | 1915年 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
| 専門学校 | | | | |
| 高等師範 | 12 | 12 | 11 | 10 |
| 法 政 | 64 | 56 | 44 | 24 |
| 医 学 | 5 | 5 | 7 | 9 |
| 農 業 | 5 | 7 | 7 | 7 |
| 工 業 | 10 | 10 | 13 | 13 |
| 商 業 | 5 | 6 | 5 | 5 |
| 外国語 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 大 学 | | | | |
| 予 科 | 10 | 10 | 14 | 10 |
| 本 科 | | | | |
| ・文科 | | | | |
| ・理科 | | | | |
| ・法科 | 1 | 2 | | |
| ・商科 | | | | |
| ・医科 | | | | |
| ・農科 | | | | |
| ・工科 | | 1 | | |
| その他 | 5 | 8 | 6 | 6 |
| 総 計 (校) | 122 | 122 | 109 | 86 |

以上のように、民国初期における師範教育は、質と量両面において、義務教育の養成に
 応えうる教員を養成することができなかった。その理由としては次の2点が考えられる。

① 近代的教育内容が大きな比重を持たなかったこと。

たとえば、読経という科目が小・中学校では廃止されたが、師範学校の教育課程には引続き残され、封建的「礼教」の伝統的概念が固守され、さらに袁世凱を始めとする北洋軍閥の復古的教育によって、民国初期の教育改革精神が有名無実化された。

② 国土の広大さと民度により、計画的な教員養成が実施できなかったこと。

確かに、民国初期における師範教育は、政府の努力が発展を促進して一定の成果を収めたが、1919年当時人口4億人を数えた中国において、全国の小学校教員数は17万人余、そのうち有資格者数は僅か2割にとどまり、無資格者は実に8割を占めていた。